⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第２項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊾」とあるのは「（第６号様式㊾－別表10㉑）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表10㉑）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑶　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊾」とあるのは「（第６号様式㊾－別表11⑫）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑷　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第４項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊾」とあるのは「（第６号様式㊾－別表11⑫）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

［⑸～⑺　略］

［６・７　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式別表五の七を次のように改める。

第六号様式別表五の七（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［［様式　別紙十二の二　挿入］］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式別表九を次のように改める。

第六号様式別表九（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［［様式　別紙十四　挿入］］

第６号様式別表９記載要領

［１～４　略］

［削る］

５～７　［略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式別表十一を次のように改める。

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［［様式　別紙十六　挿入］］

［第６号様式別表11記載要領　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号の三様式を次のように改める。

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［［様式　別紙十八　挿入］］

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［［様式　別紙二十　挿入］］

第６号の３様式記載要領

［１～８　略］

９　「所得割額 $\left(㊸\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑳」から「収入割額 $\left(㊻\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ㉓」まで及び「特別法人事業税額 $\left(㉔\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ㉕」の各欄は、当該事業年度の開始の日から法第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

［10　略］

11　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊸」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

［12　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号の三様式（その２）を次のように改める。

第六号の三様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［［様式　別紙二十二　挿入］］

第六号の三様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　略］

第６号の３様式（その２）記載要領

［１～８　略］